

諏訪市立小中学校「ラーケーション※」試行実施要項

諏訪市教育委員会

※ラーケーション 子どもの「Learning（学び）」と保護者の「Vacation（休暇）」を組み合わせた造語

1 目的

諏訪市教育大綱の基本理念に基づき、児童生徒が保護者等と一緒に、平日に校外（家庭や地域）で、自分らしくかつ楽しく豊かな体験を企画し実行することを通して、児童生徒が探究的に学び自分を見つめる機会を広げることを目的とする。

2 内容

保護者の届出によって、児童生徒が登校しなくても欠席とならない日を設ける。

3 取得できる日数

年度内に3日まで、1日を単位として取得することができる。

4 対象

諏訪市立小学校、中学校に在籍する児童生徒

5 実施時期

令和8年4月1日以降、前期開始日より実施する。

6 届出方法

- (1) 児童生徒は、保護者とともにラーケーションの日の企画を立案し、保護者が取得日の原則1週間前までに、「ラーケーション届出書（様式1）」に必要事項を記入し、学校長に提出する。
- (2) 「ラーケーション届出書」を受け付けた学校長は、必要に応じて保護者に届出内容を確認するほか、資料等の提供を求めることができるものとする。

7 その他

- (1) 出席簿、指導要録等における取扱いは、「出席停止・忌引き等の日数」における「教育上特に必要な場合で、校長が出席しなくてもよいと認めた日数」とする。
- (2) 学校は、学校行事や定期テストなど、ラーケーションを取得することができない日（期間）を事前に決定し、児童生徒及び保護者に周知する。
- (3) 学びの保障については、児童生徒一人一人の学習状況に応じて、欠席や出席停止・忌引き等で登校しなかった場合と同様とする。
- (4) ラーケーション取得日（期間）の給食を止めることはできない。
- (5) 教育委員会は、ラーケーションの意義等を周知するとともに、市長部局や関係機関、地域事業者等と連携して児童生徒の体験・学びの場の拡充を図る。また、ラーケーションの取得状況や児童生徒の活動状況を把握し、本格実施に向けた検討を行う。